

令和3年度介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付募集要項

この制度は、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。

実施主体 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

貸付対象 次の1から3のいずれの条件にも該当する者

- 1 介護福祉士又は社会福祉士の短期養成施設、一般養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者
（養成施設等の法的位置づけ）
 - 介護福祉士養成施設
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設
 - 社会福祉士養成施設
法第7条第2号若しくは第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設
- 2 次のいずれかに該当し、卒業後に別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しようとする者
 - （1）高知県内に住民登録をしている
 - （2）高知県内の養成施設に在学（入学）している
 - （3）養成施設の学生となった年度の前年度に高知県内に住民登録していた者で、養成施設での修学のため転居をした者
 - （4）（1）から（3）に限らず、貸付けを受けようとする者が、養成施設を卒業後に別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しようとする者であると高知県社協会長が認めた者
- 3 成績優秀であること又は養成施設卒業後に中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者で、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者
 - 通常分の貸付け対象者
別紙4「貸付者所得基準」に該当する者
 - 生活費加算の貸付け対象者
 - ①貸付申請時に生活保護世帯の者
 - ②それに準ずる経済状況にある者として、高知県知事が必要と認める者
（別紙2「生活費加算について」の2に記載のとおり）

貸付対象者等の留意事項

- ① 本修学資金と高等教育の修学支援新制度は併用できる場合がある。この場合に、高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」及び「給付型奨学金」の支給を受ける場合は、下記の取り扱いとなるため、支援内容決定後に貸付額を調整するものとする。

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付制度		
高等教育の修学支援新制度	修学資金	入学準備金
授業料等減免	授業料等減免後、自己負担（※１）が発生する場合、自己負担分を貸付可	入学金減免後、自己負担が発生する場合、自己負担分を貸付可
給付型奨学金		

（※１）学校の定めにより納付する経費（例：実習費、施設費等）

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付等制度			
高等教育の修学支援新制度	国家試験受験対策費	就職準備金	生活費加算
授業料等減免			
給付型奨学金	○併用可	○併用可	×併用不可

- ② 日本学生支援機構の「貸与型の奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」については、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真にやむを得ないと認められる場合に貸付けできるものとする。
- ③ ①、②のほか、既に当修学資金、県の補助金による奨学金又は他の国庫補助事業等の給付・貸付制度を活用している者は、貸付けの対象とならない。

貸付内容

- 1 貸付額 次の金額を上限として貸付けを行う。

- （１）月額（学費相当分） ５０，０００円以内
- （２）入学準備金 ２００，０００円以内（初回の貸付時）
- （３）就職準備金（※１） ２００，０００円以内（最終回の貸付時）
- （４）生活費加算（※２） 別紙２「生活費加算について」の１に記載のとおり
- （５）介護福祉士国家試験対策費用 年 額４０，０００円以内
（卒業見込み年度とその前年度の２年間）

※１ 返還免除対象業務に従事しながら修学する者である場合は、就職準備金は貸付対象外とします（パート、アルバイトを除く）。

※２ 外国人留学生については、生活費加算の対象外です。

- 2 資金の使途について

養成施設へ支払う入学時に必要な費用（入学金、教材費など）、授業料、実習費及び学用品、交通費等の経費。また、生活費加算の場合は在学中の生活費。

- 3 貸付期間 養成施設等に在学する期間
- 4 貸付利子 無利子
- 5 交付方法 年２回（前期、後期として各６ヶ月分）

連帯保証人

修学資金の貸付けを受けるには、連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとする。

1 人数：原則2名

○家庭の状況等から連帯保証人を2名立てることができない、真にやむを得ない事情が認められる場合は、1名とすることができる。（連帯保証人が法定代理人1名となる場合は、返還債務を負担する資力を有する者でなければならない。）

○貸付申請者が未成年者である場合は連帯保証人のうち1名は法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人としての要件

次の（１）から（４）の要件をすべて満たしている個人を連帯保証人とすることができる。

- （１）貸付申請者が未成年者である場合の法定代理人以外の連帯保証人は、返還債務を負担する資力を有する者でなければならない。
- （２）連帯保証人は、法定代理人の場合を除き、成年の者で、貸付申請者と生計を異にする者でなければならない。
- （３）日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者でなければならない。
- （４）連帯保証人は、法定代理人である場合を除き、本修学資金の借受人又は連帯保証人になっていないこと。

◇法人保証について（法定代理人以外の個人の連帯保証人を立てることが困難な場合）

次の（１）から（４）の要件をすべて満たす法人を連帯保証人とすることができる。

- （１）法人として登記されていること。
- （２）健全な財務体質を有しているとして、次の要件を満たしていること。
 - 決算書類から法人の経営状況を確認し、3年間純資産がプラスであること。
 - ・純資産＝資産合計－負債合計
- （３）保証能力を有していること。

本修学資金において、1つの法人が連帯保証できる金額の上限は100,000千円または直近の決算書の現金預金の、いずれか低い金額とする。（連帯保証額の計算は、法人が連帯保証しようとする新規貸付決定予定額と、既に法人が連帯保証している貸付決定額（既に免除となった金額は除く）の合計とする。）

※法人保証の上限金額の範囲内で、年度毎に直近の決算書類にて限度額を算定

- （４）連帯保証人として、返還完了まで借受人の債務を保証することを理事会又は取締役会で決定していること。

法人保証の際の留意事項

- ・事業所の雇用主、役員又は事業所自体が連帯保証人となる場合は、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務付けるような条件を付してはならないこと。
- ・借受人が退学や退職、他の法人へ転職などの理由により借受人と連帯保証人となった法人との関係に変化があっても、連帯保証人としての契約は無効にならず、返還免除又は返還完了となるまで契約は継続されることとなる。

修学資金の返還債務の免除

養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録を行い、別紙1に定める区域及び職種の業務に従事し、かつ、登録日とこれらの業務に従事したいずれか遅い日の属する月以降、次に定める期間引き続きこれらの業務に従事したとき。

ア イ又はウに該当しない者が当該業務に従事した場合 5年間

イ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合 3年間

(高知県内の過疎地域については、別紙3「高知県内の過疎地域市町村等一覧」のとおり。)

ウ 中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者)が当該業務に従事した場合 3年間

修学資金の返還について

1 次に該当する場合には、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 退学や修学の継続が見込めなくなった場合など、修学資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しなかったとき。

(3) 別紙1に定める区域及び職種の業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 返還期間

(1) 生活費の加算がない場合 修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間

(入学準備金及び就職準備金のいずれか又は両方の加算を受けた場合は、それぞれの加算について8ヶ月を当該期間に加える)

(2) 生活費の加算がある場合 修学資金の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間

3 返還の方法 月賦又は半年賦の均等払方式

募集について

1 募集人数

(1) 通常分 46名(介護福祉士養成施設44名、社会福祉士一般養成施設2名)

※募集人数は、一次募集と二次募集の合計であり、区分は設けない。

(2) 生活費加算分 通常分46名のうち該当者に加算する形で募集する。

2 募集期間

【一次募集】

○募集期間 令和3年2月1日(月)～令和3年2月22日(月)

○募集対象 通常分：養成施設等の令和3年度入学選考に合格した者

生活費加算分：養成施設等へ令和3年度に入学しようとする者(合格前の申請可)

○申請後の流れ(予定時期)

・貸付決定 申請書類提出後、本会にて選考を行い、入学後に在学証明の提出をもって貸付決定し通知する。(4月予定)

・資金交付 借用証書等の提出後、貸付金を交付する。(5月予定)

【二次募集】

○募集期間 令和3年4月1日(木)～令和3年5月7日(金)

○募集対象 養成施設等の令和3年度入学選考に合格した者(通常分・生活費加算分とも)

○申請後の流れ(予定時期)

- ・貸付決定 申請書類提出後、本会にて選考を行い、貸付者を決定し通知する。（６月予定）
- ・資金交付 借用証書等の提出後、貸付金を交付する。（７月予定）

申請について

1 申請方法

募集期間内に申請書類を、高知県社会福祉協議会 福祉資金課あてに提出すること。

（郵送の場合は当日消印有効）

※県内の介護福祉士の養成施設等に合格（入学）した方は、養成施設等に取りまとめたうえで提出すること。

※募集期間終了後であっても、家計の経済状況が急変した場合など、真に必要な事由が生じた場合には、申請日の属する月からの貸付申請を行うことができる。

2 申請書類

【貸付申請者に関する書類】

申請書類		チェック欄	
貸付申請者	共通	1 修学資金貸付申請書 （個人の場合は第 1－1 号様式、法人の場合は第 1－2 号様式） ※第 1 面と第 2 面が両面になっていること。	☐
		2 身上調書（第 2 号様式）	☐
		3 養成施設等からの推薦状（第 3 号様式）	☐
		4 個人情報の取扱いについて（同意書）（別紙 5）	☐
		5 生計を一にする世帯全員の住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの）	☐
		6 生計を一にする世帯全員（通学の学生、生徒及び未就学児を除く）の所得・課税証明書及び前年の所得を証明する次のうちいずれかの書類（申請者が外国人留学生の場合で生計を一にする世帯員が海外に在住している等の理由により、提出できない者は除く。） （1）源泉徴収票の原本 （2）確定申告書の写し	所得証明書 ☐ 前年分 ☐
		7 第 9 条第 1 項第 1 号ウの中高年離職者に該当する場合、それを証明する書類・雇用保険被保険者離職証明書、離職先の会社等による離職証明書等	☐
		8 第 2 条第 1 項第 2 号エに該当する場合、誓約書（第 1－3 号様式）	☐
	生活費加算を申請する場合	1 養成施設へ合格後に貸付申請する場合、次のいずれかの書類 （1）生活保護受給証明書の写し （2）第 2 条第 2 項第 2 号の場合、生活保護世帯に準ずる経済状況にある者であることを確認できる書類 ・国民年金保険料免除決定通知等（国民年金法第 90 条）、国民健康保険料が減免又は猶予されたことがわかる書類（国民健康保険法第 77 条）等	☐
		2 養成施設への合格前に貸付申請する場合、上記 1 の書類に加えて、学業が優秀であることを確認するものとして、次のいずれかの書類 （1）貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書 （2）上記以外の場合は、養成施設等への就学意欲、資格取得後における福祉・介護分野での就労意思等	☐

※貸付申請時に高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」及び「給付型奨学金」の支援が決定している場合は、次の書類の提出も上記と併せて提出すること。

(1) 奨学生証の写し

(2) 「高等教育の修学支援新制度」利用者修学資金の使途計算書 **別紙6**

【連帯保証人に関する書類】

申請書類			チェック欄
連帯保証人	(法定代理人以外) 個人の場合	1 住民票（発行後3ヶ月以内のもの） ※外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載のあるもの	☐
		2 所得証明書	☐
		3 その他必要と認められる書類	☐
	法人の場合	1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内のもの）	☐
		2 直近3年間の決算書の写し（総括分のみ。拠点別・事業別明細は不要） (1) 貸借対照表	☐
		(2) 事業活動計算書等の損益計算を表す決算書類	☐
		(3) 資金収支計算書等のキャッシュフローを表す決算書類 (※作成している法人のみ)	☐
		3 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類（理事会議事録、取締役会議事録の写し等）	☐

※法人が連帯保証人となる場合の書類の注意事項について

①決算書について

提出は統括分のみ直近3か年分です。拠点別・事業別明細は含みません。

②連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類について

- ・連帯保証人となる法人は、本会の介護福祉士等修学資金貸付金の保証人となることを、理事会又は取締役会等で承認されたことが確認できる議事録等の写しを提出して下さい。
- ・複数の貸付対象者の連帯保証人となる場合には、連帯保証する貸付対象者名と貸付金額がわかる一覧表を添付してください。
- ・申請時に、理事会等が開催できずに議事録の提出ができない場合には、「連帯保証人承諾書」を提出し、理事会等開催後に速やかに議事録を提出してください。（貸付けは、理事会等議事録の写し等が確認できた後となります。）

③1つの法人が同時に複数の貸付けの連帯保証人として申込む場合、共通する書類については1部の添付で可。

④その他、必要に応じて、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。

【問い合わせ先及び申請先】

高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1

TEL 088-844-4600 FAX 088-844-3852

URL <http://www.kochiken-shakyo.or.jp/>